

2024年度の障害者虐待防止に係る本県の取組

資料2

1 2024年度第1回市町村実務担当者会議の開催状況

【開催日時】

2024年5月22日（水） 午前10時00分から午前11時30分まで

(1) 県からの報告事項

- ① 2023年度の障害者虐待の状況について（速報値）
- ② 障害者虐待に係る市町村からの県への報告のタイミング等について
- ③ 障害者虐待防止に係る手引き・様式等について
- ④ 障害者虐待に係る事前質疑等について
- ⑤ 2023年度第2回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会について
- ⑥ 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等について
- ⑦ 市町村における研修及び普及啓発活動について
- ⑧ 2024年度の障害者差別に関する相談状況について
- ⑨ 障害者差別解消に係る直近の国通知について
- ⑩ 改正障害者差別解消法の概要について
- ⑪ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要について

(2) 市町村からの情報提供

障害者虐待防止法における市町村職員の使命とその実施

※ 本年度第2回は、2025年1月23日（木）開催予定

2 愛知県障害者権利擁護センターとしての活動実績

(1) 市町村相互間の連絡調整

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案における関係自治体への通報及び連絡調整（県内45市町村、厚生労働省、県外自治体）

(2) 使用者による障害者虐待に係る通報・届出等の受理

- ① 本県が通報・届出を受理して、労働局に報告（6件）※ 2022年度0件
- ② その他の使用者とのトラブルに係る相談等（8件）

(3) 障害者虐待に係る対応相談等

- ① 市町村からの報告・相談に対する情報提供、助言等（随時）
- ② 嘱託弁護士からの意見を踏まえた市町村への助言（月2回）

3 愛知県における障害者虐待防止・権利擁護・成年後見制度研修（案）

○相談窓口職員向け（市町村・障害者虐待防止センター・基幹相談支援センター等）

日程	研修内容	定員
12月17日（火） （予定）	・市町村、相談窓口職員の役割（講義） ・相談窓口職員の初動対応と施設・事業所へ事実確認調査及び指導する際の考え方について（演習） 国のカリキュラム内容を踏まえて調整	80名

○障害福祉サービス事業所向け（設置者及び管理者、サービス管理責任者、従事者等）

日程	研修内容	定員
新規入職者向け 6月11日（火）	・知っておきたい 虐待のこと～虐待防止と対応の手引き解説～ 社会福祉法人ひまわり福祉会 中上晋一 氏	100名
従業者向け 12月4日（水） 1月16日（木） （予定）	障害者虐待の防止のための基礎的な知識・理解の獲得を目的とする。また、事例検討を通じて、参加者間で意見交換し、新たな気づきを得ることを目的とする。 国のカリキュラム内容を踏まえて調整	各100名
管理者向け 12月9日（火） 1月20日（月） （予定）	全施設・事業所で設置されることとなった虐待防止委員会の適正な運営方法を検討する等、障害者虐待の防止のための実践的な演習を中心に、知識・理解の獲得を目的とする。 国のカリキュラム内容を踏まえて調整	各100名

⇒「新規入職者向け」アンケート結果は次ページ

○障害のある人の性被害の防止と相談対応の強化（市町村・障害福祉サービス事業所等職員等）

日程	研修内容	定員
1月23日（木） （予定）	・性暴力被害の実態と支援活動 ・性暴力被害者のトラウマ・PTSD 一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター 片岡笑美子 氏、 長江美代子 氏	100名

○成年後見制度利用推進研修

日程	研修内容	定員
10月8日（火） （予定）	・成年後見制度の基礎理解と法人後見の役割、意思決定支援の基本的考え方 ・法人後見実施団体を選任する際の考慮要素について ・法人後見の普及に向けた検討（愛知県内の成年後見制度の取組状況、社会福祉法人による法人後見の取組）	80名
12月9日（火） 1月20日（月） （予定）	意思決定支援の理解促進を図るとともに、成年後見制度の必要性和障害福祉サービス事業所との連携の在り方等を学ぶことを目的とする。 調整中	各100名

○障害福祉サービス事業所<新規入職者向け> アンケート結果 (一部抜粋)

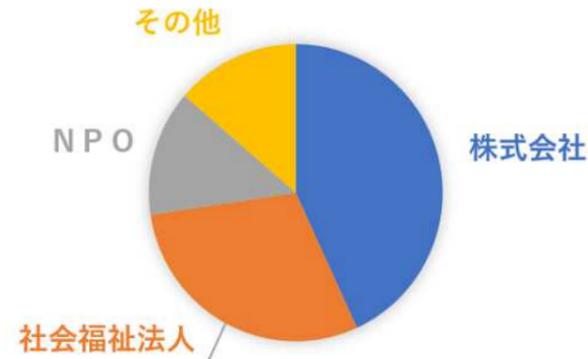
1. 受講者情報

(1) 出席者数・アンケート回収率

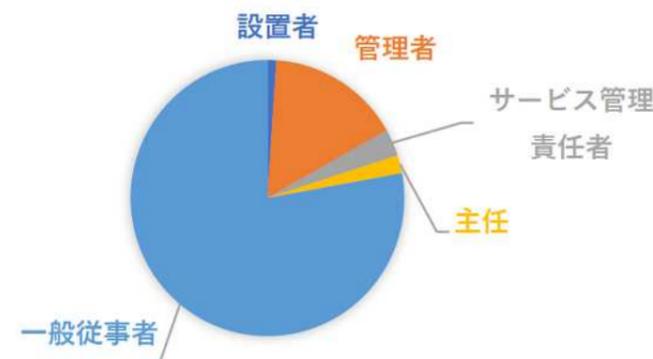
(受講決定者：100人)	人数	割合
出席者	95人	95%
アンケート回収	75人	79%

(2) 所属・サービス種別・役職

	人数	割合
株式会社	41人	43%
社会福祉法人	28人	29%
NPO	13人	14%
その他	13人	14%



	人数	割合
設置者	1人	1%
管理者	15人	16%
サービス管理責任者	3人	3%
主任	2人	2%
一般従事者	74人	78%



	人数	割合
児童発達支援	8人	8%
共同生活援助	5人	5%
就労継続支援	24人	25%
施設入所支援	6人	6%
生活介護	13人	14%
放課後等デイサービス	20人	21%
その他	19人	20%



2. 研修の内容等について

・今後の事業所の運営等に参考になりましたか。

	人数	割合
大変参考になった	62人	83%
一部参考になった	12人	16%
あまり参考にならなかった	0人	0%
参考にならなかった	1人	1%
計	75人	100%

その理由 (参考にならなかった)

・既に知識としてあるため。

・「障害者虐待」の認識について

	人数	割合
認識が変わった	32人	43%
特に変わらない (元々、認識あり)	41人	55%
特に変わらない (理解不十分)	1人	1%
その他	1人	1%
計	75人	100%

・意識がどのように変わったか

- ・利用者を1人の人格や尊厳をより守らなければと思った。
- ・虐待はなくさなければいけないものという認識から、虐待は支援の延長線上にあるものであること、虐待=不適切支援の為、良い支援に替えていくものという認識が変わった。
- ・「あってはならないもの」から、「常に虐待とは支援の先にあるもので身近に起こりうるもの」に変わった。
- ・虐待の疑いの場合でも、躊躇せずすぐに通報する。
- ・利用者の安全も重要だが、それだけに目を向けすぎると尊厳を軽視してしまつて虐待につながる可能性がある。
- ・暴力だけでなく、言葉や些細な行動も虐待に当てはまる。
- ・今までの支援で考えて取り組んでいたことが、見方によっては虐待につながるのではないかと不安になった。
- ・「虐待をしない」のではなく「利用者にとってより良い支援をする」と考える、利用者主体の考え方が持つことができた。
- ・問題ではない、と思っていたことがそうではなかったことがわかった。
- ・虐待をしないのではなく、よりよい支援を行えば必然的な虐待は減っていく。